

令和5年度

事業概要

水道局

目 次

| | | |
|-----|------------|---|
| I | 水道局の概要 | 1 |
| II | 組織と事務分掌 | 2 |
| III | 令和5年度 主要事業 | 4 |

I 水道局の概要

1. 局長 藤原 政幸
2. 局の職員数 571人（令和5年4月20日現在）

3. 令和5年度予算の概要

（1）水道事業会計 予算

①収益的収入及び支出 (単位：千円)

| 収入 | | 支出 | |
|----------|------------|---------|------------|
| 款 | 金額 | 款 | 金額 |
| 1 水道事業収益 | 37,989,915 | 1 水道事業費 | 35,134,090 |
| 収入合計 | 37,989,915 | 支出合計 | 35,134,090 |

②資本的収入及び支出 (単位：千円)

| 収入 | | 支出 | |
|---------|-----------|---------|------------|
| 款 | 金額 | 款 | 金額 |
| 1 資本的収入 | 5,080,088 | 1 資本的支出 | 22,887,133 |
| 収入合計 | 5,080,088 | 支出合計 | 22,887,133 |

（2）工業用水道事業会計 予算

①収益的収入及び支出 (単位：千円)

| 収入 | | 支出 | |
|-------------|-----------|------------|-----------|
| 款 | 金額 | 款 | 金額 |
| 1 工業用水道事業収益 | 1,797,737 | 1 工業用水道事業費 | 1,850,845 |
| 収入合計 | 1,797,737 | 支出合計 | 1,850,845 |

②資本的収入及び支出 (単位：千円)

| 収入 | | 支出 | |
|---------|---------|---------|---------|
| 款 | 金額 | 款 | 金額 |
| 1 資本的収入 | 131,716 | 1 資本的支出 | 854,044 |
| 収入合計 | 131,716 | 支出合計 | 854,044 |

Ⅱ 組織と事務分掌

経営企画課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)局の経営の基本、経営戦略の推進に係る総合調整及び進行管理に関すること。
- (3)財政計画及び資金計画に関すること。
- (4)料金制度の調査及び研究に関すること。
- (5)各種統計の調査及び改善に関すること。
- (6)水資源施策及び水利権の基本に関すること。
- (7)広報及び広聴に関すること。
- (8)公有財産管理事務の調整に関すること。
- (9)不動産の取得、借入れ及び処分の手続きに関すること。
- (10)法規の運用並びに条例及び管理規程の制定及び改廃に関すること。
- (11)争訟の統轄に関すること。
- (12)会計事務の総括に関すること。
- (13)現金及び有価証券の運用並びに出納保管に関すること。
- (14)局内監査に関すること。
- (15)局の契約事務に関すること。
- (16)職員の人事に関すること。
- (17)職員の任免、分限及び懲戒、服務その他身分に関すること。
- (18)人材育成及び研修体制に関すること。(技術企画課の所管に属するものを除く。)
- (19)給与、勤務時間その他労働条件に関すること。
- (20)職員の労働組合に関すること。
- (21)職員の福利厚生に関すること。
- (22)DX(デジタルトランスフォーメーション)による業務改革に関すること。
- (23)情報システムに関すること。
- (24)車両の保険及び整備の指導に関すること。

営業課

- (1)お客さまサービスの向上策の企画及び推進に関すること。
- (2)営業に関する調査・指導及び業務改善に関すること。
- (3)営業に関するシステムに関すること。
- (4)水道料金その他収入金の徴収及び還付(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (5)使用水量の査定及び調査に関すること。

技術企画課

- (1)局の基幹的施策の立案及び調整に関すること。
- (2)基幹施設整備工事の計画及び調整に関すること。
- (3)水道の技術的調査研究に関すること。
- (4)人材育成、技術・技能継承及び研修体制に関すること。(経営企画課の所管に属するものを除く。)
- (5)水・インフラ整備に関する国際貢献に関すること。
- (6)水道事業の広域連携に関すること。
- (7)危機管理体制(事業継続計画、訓練、災害時協定を含む)に係る企画及び調整に関すること。
- (8)導、送、貯、浄、配、工業用水施設(他の所管に属する施設を除く。)の維持、改良工事に関すること。
- (9)土木積算に関する連絡及び調整に関すること。(他の所管に属するものを除く。)
- (10)水量統計に関すること。(他の所管に属するものを除く。)

配水課

- (1)導、送水管(他の所管に属するものを除く。)及び配水管(工業用水道の配水管を含む。)の維持、改良工事に関すること。
- (2)管路情報管理システムの計画及び調整に関すること。
- (3)漏水防止工事の企画及び調査に関すること。
- (4)水圧の調査及び統計に関すること。
- (5)漏水修繕の調査及び統計に関すること。
- (6)土木積算に関する調査、連絡、調整に関すること。(他の所

- 管に属するものを除く。)
- (7)指定給水装置工事事業者に関すること。
- (8)給水装置工事の審査、検査及び技術的企画に関すること。
- (9)開発行為等に伴う給水、民営簡易水道統合及び未普及地区解消に関すること。
- (10)工業用水道の給水施設及び地下水等併用水道の技術的支援に関すること。
- (11)工業用水道の営業、使用の承認その他業務手続に関すること。
- (12)工業用水道の料金その他収入金の調定、収納及び還付に関すること。
- (13)水道のメーター(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (14)貯蔵品の管理に関すること。
- (15)危機管理対応の調整に関すること。

浄水統括事務所(1)

- (1)貯水、浄水に関すること。
- (2)施設の維持管理(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (3)上水道水源のかん養に関すること。
- (4)水量調整及び統計(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (5)テレメータ子局更新の施工管理に関すること。
- (6)国際インフラ協力事業に関すること。
- (7)導、送、貯、浄、配、工業用水施設(他の所管に属する施設を除く。)の維持、改良工事に関すること。
- (8)機械設備(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (9)電気設備(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (10)設備の維持管理(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (11)営繕に関すること。

上ヶ原浄水事務所(2)

- (1)浄水に関すること。
- (2)施設の維持管理に関すること。
- (3)水量調整及び統計(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (4)工業用水道の取水、浄水に関すること。
- (5)基幹施設整備工事の施行(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

千苅浄水事務所(2)

- (1)貯水、浄水に関すること。
- (2)施設の維持管理に関すること。
- (3)上水道水源のかん養に関すること。
- (4)基幹施設整備工事の施行(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

水質試験所(2)

- (1)水道の浄化過程の調査、研究に関すること。
- (2)水質試験に関すること。

水道管理事務所(1)【東部・西部】

- (1)導、送水管(他の所管に属するものを除く。)及び配水管(工業用水の配水管を含む。)の維持、改良工事に関すること。
- (2)配水操作に関すること。
- (3)漏水防止工事の施行に関すること。
- (4)水道メーター(ただし、口径50ミリメートル以上の大型メーターを除く。)の維持作業に関すること。

Ⅱ 組織と事務分掌

- (5)貯蔵品の受払及び管理に関すること。
- (6)水道管理事務所における広報及び相談に関すること。
- (7)管路情報管理システムの管理及び運用に関すること

水道管理事務所（２）【北部】

- (1)導、送水管（他の所管に属するものを除く。）及び配水管（工業用水の配水管を含む。）の維持、改良工事に関すること。
- (2)配水操作に関すること。
- (3)漏水防止工事の施行に関すること。
- (4)水道メーター（ただし、口径 50 ミリメートル以上の大型メーターを除く。）の維持作業に関すること。
- (5)貯蔵品の受払及び管理に関すること。
- (6)水道管理事務所における広報及び相談に関すること。
- (7)管路情報管理システムの管理及び運用に関すること

Ⅲ 令和5年度 主要事業

1. 水道事業の概要（経営企画課）

水道事業は、明治33年の給水開始以来、都市の成長とともに事業を拡大してきました。しかし、節水型社会の進展や人口減少の影響により、給水収益は減少の一途を辿っている状況です。

一方で、老朽化した施設が大量に更新時期を迎えていることから、投資財源の確保が大きな課題となっており、経営環境は極めて厳しくなっています。

このため、令和2年度以降に取り組んできた「水道局緊急経営改革」の成果を活かしながら、DXの推進等による新たな「事業展開や働き方」に積極的に取り組むとともに、将来にわたって健全かつ安定した経営基盤を確立することにより、ライフラインとしての使命を果たし、市民の大切な財産である水道システムを次の世代に継承していくよう努めます。

2. 持続可能な経営

（1）「今後の水道事業経営」の検討（経営企画課）

「今後の水道事業経営」について、令和4年12月の第100回神戸市上下水道事業審議会に諮問しており、専門部会において集中的に議論しています。審議会における議論を踏まえ、更新需要増大に対する投資のあり方や、企業債の発行などの資金確保の手法等について検討します。

（2）DXの推進（経営企画課・営業課・配水課）

業務の効率化・高度化と利便性向上のために、業務の可視化やICTを積極的に活用した業務プロセスの再構築（BPR）を行うことにより、基幹システム（財務会計・料金）の刷新や、AIを活用した簡易な工事の図面審査、閉栓に伴う精算業務のデジタル化などに取り組みます。また、経営資源の配分を最適化するため、データ活用によるEBPM（証拠に基づく政策立案）を推進します。

（3）人材の確保・育成（経営企画課・技術企画課）

安全・安心な水道水を継続的かつ安定的に供給していくため、危機にも対応できる少数精鋭の組織を構築するための人材確保・育成に取り組めます。

そのため、「水道技術職」の幅広い採用活動・魅力発信により、水道の未来を支える人材の確保に取り組むとともに、日常業務を通じた教育訓練を基本としつつ、神戸水道の特色を踏まえながら水道事業に特有の専門性を向上させるための独自研修等を重点的に実施します。

また、組織の総合力を高めるため、管理職のマネジメント能力向上をはじ

めとした各種研修の実施など、引き続き組織風土・意識改革の取り組みを着実に進めます。

3. 災害への備え

(1) 配水管の更新・耐震化（配水課）

経年劣化した配水管の更新・耐震化を引き続き進めます。その中でバックアップが難しく事故時の影響が大きい配水池の根元や大口径管路の更新・耐震化を計画的に進めます。また、災害時に備え、病院や避難所となる学校に続くルート上の配水管の更新・耐震化を優先的に進めます。

(2) 基幹送水施設の強靱化（技術企画課）

災害や事故時においても水道水を安定的に供給していくため、市街地西部の基幹送水施設の連絡管（奥畑妙法寺連絡管）の整備、北神地区送水施設の複数系統化、市街地東部における4拡送水トンネルの更生により、基幹送水施設の強靱化に取り組みます。

(3) 水道施設の安全対策（経営企画課・技術企画課）

近年の頻発・激甚化する土砂災害に対応するため、土砂災害警戒区域に位置する浄水場・配水場等の水道施設に対して、引き続き土砂災害対策工事を行うことにより、強靱な水道施設の構築を目指します。

また、サイバー攻撃のリスクの高まりに対応するため、市システムの脆弱性評価を行い、必要な対策を検討します。

4. お客さまサービスの向上と広報の充実

(1) お客さまサービスの向上（営業課）

水道料金等のスマートフォン決済に新たなサービス事業者を追加します。また、WEB口座振替受付サービスにおける新たな金融機関の追加や、WEBでのクレジットカード払い受付の開始により、お客さまの利便性を向上させるとともに、ペーパーレス化を進めます。

(2) 悪質事業者対策の充実・強化（配水課）

悪質事業者からの被害の防止を図るため、引き続き、水道修繕受付センターのPRシールを新規転入者等へ配布をするとともに、画像データとして家族等と共有いただけるよう検針票の裏面にQRコードを掲載します。

また、インターネット検索結果の上部に、悪質事業者への注意喚起とともに市のHPや水道修繕受付センターへ誘導するWEB広告（検索連動型広告）が表示されるよう、建設局下水道部及び消費生活センターと共同で取り組みます。

(3) 幅広い世代に伝わる広報活動（経営企画課）

水道事業を取り巻く現状と課題、また水道事業経営の今後について、ホームページや検針票の裏面など様々な媒体を活用し、幅広い世代に向けて分かりやすく情報発信を行います。また、将来世代に水道について知ってもらうため、ホームページのキッズ向けページやイベント等を通じて、子ども向け広報を展開します。

5. 工業用水道事業の概要（配水課）

主に市臨海部に立地する企業の水需要に対応するため、昭和39年度から工業用水道事業を開始し、令和4年度末現在59社73工場に供給しています。

引き続き、老朽化した基幹施設や配水管等の更新を計画的に進めるとともに、DX等を活用した業務の効率化に取り組み、豊富・低廉な工業用水を安定的に供給します。